

各位

富士紡健康保険組合

## 「資格情報のお知らせ」を配布いたします。

### ◆「資格情報のお知らせ」とは

健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証（マイナンバーカード）の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名等を記載した通知のことで、原則マイナ保険証にて保険診療を受診することができますが、機器の不具合や通信環境の不具合等何らかの理由で、マイナ保険証の使用ができない場合、マイナ保険証とともに今回配布しております「資格情報のお知らせ」を提示することで受診が可能となります。なお、「資格情報のお知らせ」が使用できる方は、マイナ保険証を保有している方だけです。マイナ保険証と合わせて保管いただくよう、お願いいたします。

関連リンク マイナンバーカードの健康保険証利用について

(リンク先: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html))

### ◆「資格情報のお知らせ」に個人番号の下4桁が印字されている趣旨

これまで、国で管理している個人番号と保険者等にて管理しております個人番号の整合性を確認する作業を進めておりました。令和6年春からは、保険者にて個人番号を登録する際に、国にて管理されている個人番号と突合せ、不一致がないことを確認した上で登録するなどの対応がされております。今般の資格情報のお知らせの送付は、これらの取組を踏まえて保険者等の把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を通知し、不一致がないことを確認することで、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的とするものです。

2024年12月2日以降はマイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をご利用ください。

### ◆「資格情報のお知らせ」の取扱い・利用方法

「資格情報のお知らせ」は、当健康保険組合に加入している方全員に配布しております。

(8月30日以降の加入者については12月2日以降順次、個人番号下4桁が印字されていない「資格情報のお知らせ」を配布予定)

本年12月2日より原則、マイナ保険証による保険診療となりますが、何らかの理由で、マイナ保険証での受診が出来ない場合に、「資格情報のお知らせ」を医療機関へご提示いただくことで、保険診療での受診が可能となります。12月2日以降は、マイナ保険証と一緒に保管の上、医療機関を受診いただきますよう、お願いいたします。なお、経過措置として12月2日時点で有効な健康保険証は、記号が変わる場合を除き、原則として令和7年12月1日まで利用可能です。

以上